

長野県における にぎわいのあるまち・むらづくりの推進について

平成28年9月1日

長野県企画振興部地域振興課



しあわせ信州

長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略 信州創生戦略

●人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～の策定

○人口減少の歯止めと、人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に取り組むため策定

▶平成27年10月22日策定(平成28年3月25日改定)

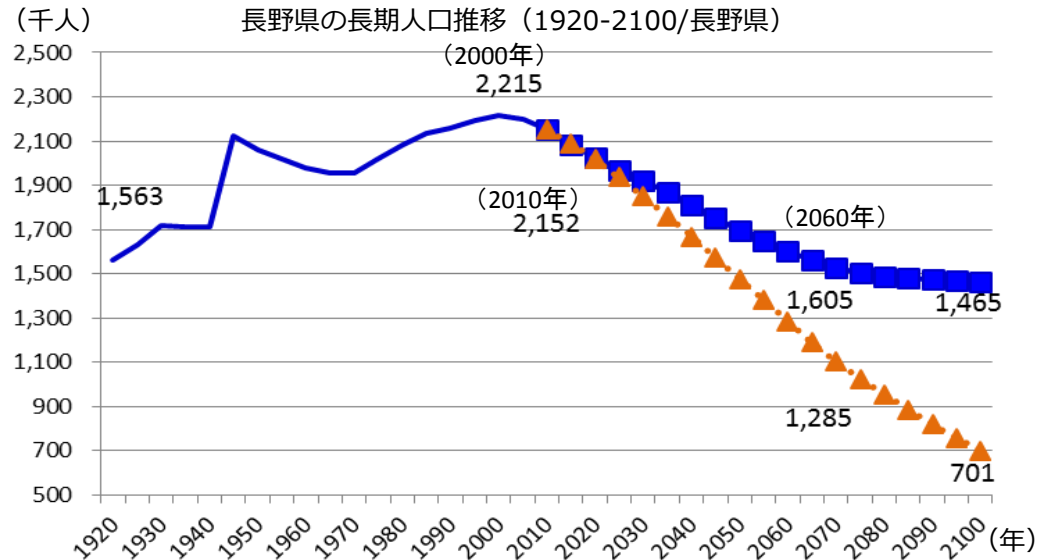
○対象期間

平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)〔5か年間〕



●人口の現状と将来展望

- ▶長野県の総人口のピークは2000年
- ▶特段の政策を講じない場合は減少が続く
- ▶一定の政策を講じることにより、2060年に161万人、長期的には150万人程度で定常化



人口の将来展望を踏まえた2060年の信州創生に向けた中長期にわたる施策構築の考え方や未来の姿を明確化

1 人生を楽しむことができる多様な働き方・暮らし方の創造

女性や高齢者の就業率が高く、農ある暮らしが根付いている長野県が先頭に立って、信州ならではの新しく多様な働き方・暮らし方を定着させ、創造します

2 若者のライフデザインの希望実現

若い世代が多様な夢と希望を持ち、結婚や子育ての希望実現に向けて進み、子どもを育てることを社会全体で応援します

3 活力と循環の信州経済の創出

海外・県外からの利益獲得の強化や労働生産性の向上などにより、稼ぐ力を高めるとともに、地域で消費するものを地域で生産する「地消地産」を推進することにより経済活力の維持・向上を図ります

4 信州創生を担う人材の確保・育成

地域を大切に作る心を育み、能力を発揮するための教育機会の充実など、郷学郷就の県づくりに取り組むとともに、必要な人材の誘致、雇用のミスマッチ解消など、人を活かした県づくりを進めます

5 賑わいある快適な健康長寿のまち・むらづくり

快適なまち・むらづくりを住民全体で推進します。生活・交流機能を確保し、公共交通などのネットワークで結び、健康で安心して生活できる地域をつくります

6 大都市・海外との未来志向の連携

大都市と長野県の課題をともに解決し、相乗効果を発揮する地域関係をつくるとともに、海外との友好交流関係を互惠関係に再構築します

地域の足の確保と暮らしの維持

人口減少社会に対応したまちづくりを推進

●コンパクトシティの実現

- 長野県都市計画ビジョン策定事業 (建設部 都市・まちづくり課)
- 信州まちなかりノベーション推進事業 (建設部 都市・まちづくり課)

●小さな拠点づくりの推進

- 住民によるまち・むら活力確保支援事業 (企画振興部 地域振興課)

●地域公共交通ネットワークの確保

- 地域交通ベストミックス構築事業 (企画振興部 交通政策課)
- 県有民営による幹線バス路線確保対策事業 (企画振興部 交通政策課)

コンパクトシティの実現

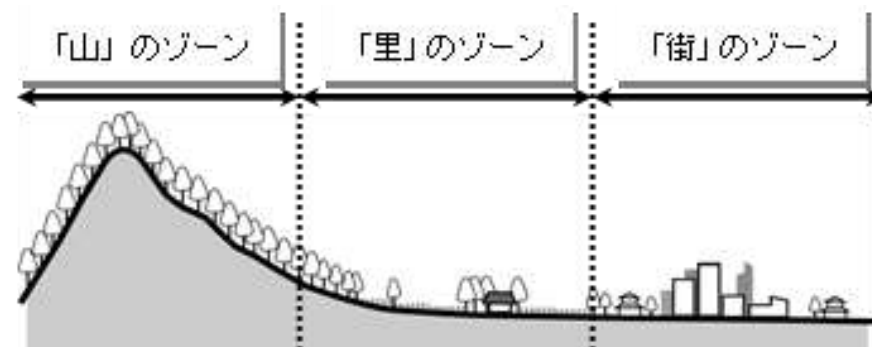
◆ 長野県都市計画ビジョン策定事業

- 目的
県土全体の土地利用のあり方やまちづくりの方向性を示すことにより、人口減少や土地需要の減少に対応した新たなまちづくりを推進し、持続可能なコンパクトシティの実現を目指すため、県土全体のまちづくりの方向性を示した「長野県都市計画ビジョン」を策定（改定）。

- 事業内容
都市づくりに関する長野県の総合的方針として、平成16年度に策定した「長野県都市計画ビジョン」を改定。

～長野県都市計画ビジョンの役割～

- ◆ 県土全体の都市づくりの考え方を提示（都市計画区域のみに限定せず）
- ◆ 圏域（生活圏）内及び圏域間の都市計画の調整
- ◆ 市町村の都市計画への支援



【市街地から田園・山間地までも視野に入れた都市づくり】

○ スケジュール等

年度	内 容
H28	◆ 都市計画ビジョン策定業務（資料編作成） 県土全体の将来像を検討するためのデータ収集、分析を行い資料編としてまとめる。
H29	◆ 都市計画ビジョン策定業務（本編作成） 資料編及び国の動向等を踏まえ、将来都市像の検討を行い、県土全体を見据えた都市づくりの方針を策定。
H30	◆ 都市計画ビジョン印刷、公表

- 担当部局（問い合わせ先）
長野県建設部都市・まちづくり課（電話：026-235-7297）

コンパクトシティの実現

◆ 信州まちなかリノベーション推進事業

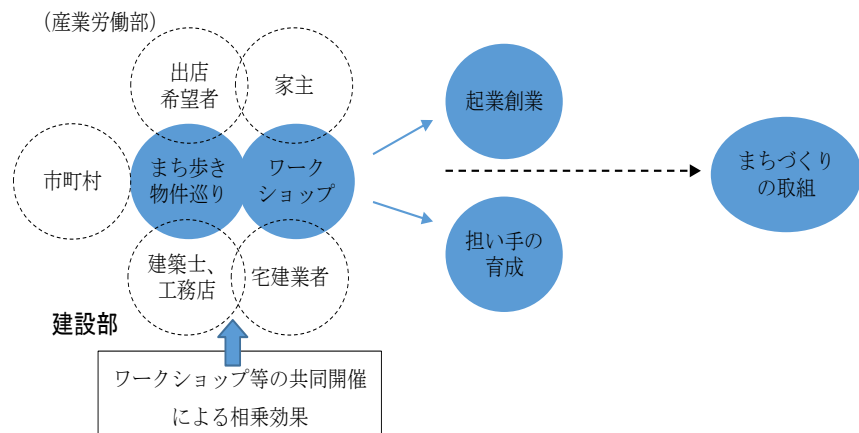
- 目的
リノベーション手法による空き家等の再生が行われ、まちの新たな賑わいを創出する動きを県内各地に波及、活性化させるため、地域の「キーパーソン」となり得る人材を育成。

- 事業内容
 - 1 スタートアップ講演会の開催
リノベーションに関して、先駆的な活動をしている講師による、講演会を開催。
 - 2 リノベーションセミナーの開催
アドバイザーの助言のもと、まち歩き・空き家見学・ワークショップを通して、まちの問題と解決策を考えるフィールドワークを開催。
(H28年実施予定 松本市、辰野町)
 - 3 事例集作成
県下各地におけるリノベーションまちづくりの具体的な手法と成果を検証し、事例集として取りまとめ、広く周知を図る。

○ 事業対象等

- (事業対象) 市町村、地域の建築士、工務店、宅建業者、NPO、地元自治会、商店街関係者、
(対象経費) 空き家の家主など
アドバイザー派遣費用(旅費・謝金(県負担))

- 担当部局(問い合わせ先)
長野県建設部都市・まちづくり課 (電話: 026-235-7297)



※ 出店希望者を交えた空き店舗の見学・意見交換を行う『信州で始めるあなたのお店』応援事業(産業労働部創業・サービス産業振興室)』と一部同時開催



空き家見学会の様子(イメージ)

小さな拠点づくりの推進

◆ 住民によるまち・むら活力確保支援事業

○ 目的

住民生活に必要な生活サービスを確保するため、「小さな拠点」の形成について、モデル市町村に対し調査研究を委託する。

研究内容等は県が開催するセミナーで発表し、拠点形成のノウハウやプロセスを県内各地に広めることで、市町村と住民との協働による賑わいのあるまち・むらづくりを促進する。

○ 事業内容

1 セミナーの開催

- 市町村及び地域住民向けに、「小さな拠点」の形成を推進するためのセミナーを開催

2 調査研究の実施

- 「小さな拠点」の形成プロセスや運営体制等を市町村とともに研究。

研究結果は2回目のセミナーにて発表

○ 事業対象等

(事業対象) 市町村 (H28:長野市、山ノ内町)

(対象経費) 小さな拠点形成のための各種調査費用 (県委託事業)

○ 担当部局 (問い合わせ先)

長野県企画振興部地域振興課 (電話: 026-235-7021)



ふるさと集落生活圏 (Red dashed line) 集落 (Green circle)

(参考) 長野市検討エリア (大岡地区)

◆ 「小さな拠点」形成支援事業（総務省・国土交通省事業）

○ 事業内容

「小さな拠点」の形成に取り組む市町村や地域運営組織をソフト・ハードの両面から支援

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業（総務省、ソフト事業、補助率：定額（2,000万円以内））

（主な対象事業例）

- ・高齢者サロンの開設 ・ボランタリーチェーン等と連携した買物機能の確保 ・デマンドバス・タクシーの運行
- ・特産品の開発や6次産業化による高付加価値化 ・田舎暮らし体験等による都市との交流産業化 等

2 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省、ハード事業、補助率：1/2以内）

（主な対象事業例：施設の再編・集約に係る改修 等）

- ・旧役場庁舎を子育て支援施設、高齢者福祉施設などに活用 ・廃校舎を集会施設、図書室などに活用等

○ 県内での活用事例

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業(総務省)

○ 上田市（H27）

- ・シングルマザーを中心とした子育て世代の移住・定住促進事業
- ・集落活性化プランの見直し・策定 等

2 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(国土交通省)

○ 佐久市（H23,H24）

- ・旧町役場庁舎に図書館機能を集約整備

○ 小海町（H26,H27）

- ・廃校に図書館、公民館、郷土資料館等の生涯学習機能を集約整備

○ 飯綱町（H27,H28）ソフト

- ・統廃合予定の校舎活用を含む活力ある持続可能な地域づくりを検討

写真：小海町事業実施状況



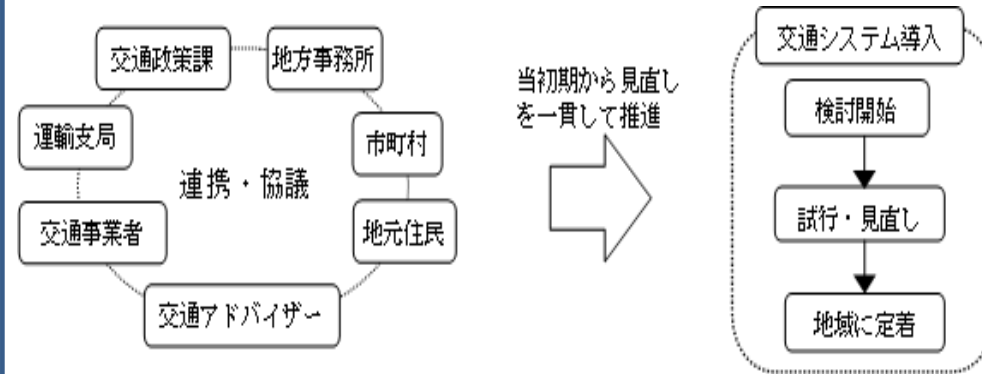
上…外観（旧小学校）
下…内部（廊下及び教室を図書館に改修）

地域公共交通ネットワークの確保

◆ 地域交通ベストミックス構築事業

- 目的
コンパクトシティや小さな拠点からの交通アクセスを確保し、持続可能な日常生活圏の形成を推進するとともに、コミュニティバスやデマンド交通などの多様な手段を組み合わせた交通体系を構築するため、市町村と協働して地域の実情に即した使いやすい地域交通の確保に向けた取組を実施する。

- 事業内容
 - 1 交通アドバイザーを派遣
調査、計画策定など市町村の取組を専門的知見からサポート
 - 2 市町村の行う取組を支援
地域交通の最適化を推進し、地域で支える快適で持続可能な交通体系を構築
(想定事業)
 - ① コミュニティバスからデマンド交通への移行など効率的な運行への転換
 - ② コンパクトシティや小さな拠点の形成に対応した交通アクセスの確保



- 事業対象等
(事業対象) 市町村
(対象経費)
 - ア 調査・計画策定に係る経費 (利用実態調査・網形成計画等)
 - イ 実証運行に係る経費 (広報、車両購入、停留所整備等)
 - ウ 効果検証・事業評価に係る経費 (アンケート調査・分析等)

- (補助率等)
 - ア 補助率：1 / 2
 - イ 補助期間：3年間
 - ウ 補助額：380万円以内

※交通アドバイザーの派遣については、県がアドバイザーの旅費・謝金を負担

- 担当部局 (問い合わせ先)
長野県企画振興部交通政策課 (電話：026-235-7015)

地域公共交通ネットワークの確保

◆ 県有民営による幹線バス路線確保対策事業

○ 目的

地域の生活を支え、移住・交流等の実現に不可欠な乗合バス路線を維持・確保するとともに、輸送サービスの質的向上を図るため、県がバス車両を所有し、乗合バス事業者が運行する「公有民営」の手法を導入することで、県内幹線バス路線の基盤強化を図る。

○ 事業内容

県がバス車両を購入・所有し、地域間幹線バス路線を運行する乗合バス事業者に対して、一定限度内の使用料を5年間にわたって徴収した上で、車両を貸与。



○ 事業対象等

(事業対象 (貸付対象))

乗合バス事業者

(事業者負担額等)

ア 事業者負担額：国補助対象限度額を超えた分を、使用料として県に支払う。

イ 貸付期間：5年間 (期間終了後は、事業者へ譲渡)

○ 担当部局 (問い合わせ先)

長野県企画振興部交通政策課 (電話：026-235-7015)